

親が亡くなったらすることリスト（主要な手続きと期限）

手続きの種類	内容	期限	提出先/備考
死亡日当日	死亡診断書の受け取り、近親者への連絡、葬儀社の選定、遺体の搬送	速やかに	病院、親族、葬儀社
～7日目	死亡届の提出、火葬許可証の取得	死亡を知った日から7日以内	役所（葬儀社が代行可能）
	通夜、葬儀、火葬	通常2日目、3日目	葬儀社
～10日目	年金受給停止手続き	厚生年金：10日以内、	年金事務所
		国民年金：14日以内	
～14日目	健康保険・介護保険資格喪失届、世帯主変更届	14日以内（健康保険は5日以内の場合も）	役所
	公共料金・各種サービスの解約/名義変更	厳密な期限なし（早めの対応推奨）	各契約会社、役所、保険会社など
～3ヶ月以内	相続放棄・限定承認の検討と手続き	自分のために相続があったことを知ってから3ヶ月以内	家庭裁判所
～4ヶ月以内	所得税の準確定申告・納税	死亡を知った翌日から4ヶ月以内	税務署
～10ヶ月以内	相続税の申告・納税	死亡を知った翌日から10ヶ月以内	税務署
～2年以内	国民年金死亡一時金、埋葬料、葬祭費、高額医療費還付申請など	各申請による（死亡日の翌日から2年以内など）	役所、年金事務所、健康保険組合など
～3年以内	生命保険金の請求、不動産の相続登記（義務化）	死亡後3年以内（相続登記は2024年4月より義務化、正当な理由なく遅れると過料）	生命保険会社、法務局
～5年以内	遺族年金、故人の未支給年金の請求、火葬許可証の再発行	各申請による（死亡後5年以内など）	年金事務所、役所
期限なし	相続人・財産調査、遺産分割協議、預貯金・株式・自動車などの名義変更	早めの対応推奨	金融機関、証券会社、運輸支局など